

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： スーダン国貿易促進及び貿易環境整備のための情報  
収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号： 20a00634

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。  
プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ (PDF)」にて  
提出期限までに提出してください。  
見積額については、別途指定した締切日時までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年10月28日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年10月28日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：スーダン国貿易促進及び貿易環境整備のための情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- |   |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。</p> <p>( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月上旬 ～ 2021年10月中旬

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>
---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

#### 4. 窓口

##### 【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：契約第一課 西山健太郎 [Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp](mailto:Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp)

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

##### 【事業実施担当部】

スーダン事務所

#### 5. 競争参加資格

##### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

###### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

###### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

###### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

##### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

###### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

###### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年11月17日（火）12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年11月27日（金） 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

### ①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### ②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（消費税は除きます。）を、電子入札システムで指定した締切日時（入札期限）までに電子入札システムにより送信してください。

**※電子入札システムへの見積額入力期間は2020年12月17日（木）9時00分～2020年12月21日（月）17時00分とします。**

イ 上記アによる競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）、別見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）をご確認ください。

・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確

認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります。  
(移行期の暫定的な対応)

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、 <u>業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムへの見積額入力はしないようお願い致します。**

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ（PDF）にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年12月22日（火） 10時30分～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※不合格の場合、電子入札システムへの見積額入力はしないようお願い致します。

※電子データ（PDF）で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月6日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

#### 1) 競争参加者の名称

#### 2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点（該当する場合）

#### 3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

#### 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

#### 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

#### 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

### （3）契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

### （4）技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### （1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されません。

### 1.1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 1.2. その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. 調査の背景

スーダンでは、昨年（2019）4月に30年間の独裁体制を維持したバシール大統領が降板し、同年8月に民政移行政権が発足したことを受けて、米政府によるテロ支援国家指定リスト（SSTL）解除の交渉等が開始したことから、欧州や本邦企業によるスーダン市場への関心が再び高まりを見せ始めている。しかし、頻繁な規制改定、煩雑な貿易・為替手続き、国内輸送の90%超を占める道路の未舗装率、出荷・流通段階における検査・検疫体制の未整備など、貿易・流通の課題が山積している。スーダンについては、過去にJICAによる「貿易・投資促進のための基礎情報収集・確認調査」、JETROによる「貿易・投資関連法制度」の調査が実施されているが、いずれも2012年時点の情報であり、最新状況を把握・分析した上で、協力の方向性を検討する必要がある。

スーダンは、国際貿易の拠点として、紅海に面した国際港であるポートスーダン、ナイル川沿いに南スーダンにつながるナイル回廊を有し、さらに、エチオピア政府との間で、アディスアベバ～ハルツーム～ポートスーダンを結ぶ鉄道網整備計画（全長1,522km）が合意されており、今年（2020）1月、アフリカ開発銀行が200万ドルの借款を承認、両国政府も10万ドルずつ拠出する計画となっている。また、ソフト面では、東南部アフリカ市場共同体（COMESA）、政府間開発機構（IGAD）等の地域経済共同体に加盟し、国境を接する内陸4カ国を含む14カ国と関税同盟を締結している他、2019年に発効したアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）協定への批准準備も進めており、これらの枠組みを活かした貿易の拡大（中継貿易を含む）は、スーダン政府の主要な経済政策の一つとなっている。

スーダンでは、農業セクターがGDPの3割、労働人口の約4割、輸出額の約5割を占める国の基幹産業であり、アラビアゴム、ゴマ、デーツ、羊をはじめ、様々な農・畜産物を輸出しているが、中東地域向けが過半を占めており、地理的に近いヨーロッパとの直接取引は少なく、アフリカ域内向けもごく一部に留まっている。また、中東地域に輸出されたスーダン産品は、加工された上で、ヨーロッパやアジア市場に再輸出されたり、検疫基準を満たさずに積み戻されたりする事例も多く、スーダン国内での加工による付加価値化や、海外市場の基準に沿った品質管理も課題となっている。

### 2. 調査の目的

本調査では、スーダンの貿易促進・物流体制整備に必要な情報をハード及びソフトの両面から収集・分析し、今後の取組みの方向性を検討するとともに、スーダンビジネスに関心を有する本邦企業への情報提供を目的とする。スーダンの貿易・物流体制の強化には、周辺国の物流インフラとの連結性向上が不可欠であるため、東部アフリカにおけるOSBPの運用状況、越境物流効率化の取組、課題についても整理する。

### 3. 対象地域

調査対象地域は、①スーダンと経済的な結びつきが強い、②スーダン産品の輸出先又は中継貿易先としてポテンシャルがある、③域内貿易が活発である、という基

準で選定した。このうち、現地調査は、下線の2カ国、1都市を想定しているが、追加すべき国・都市があれば、1カ国（又は都市）を上限として、プロポーザルでの提案を可とする。現地調査対象以外の国・都市は、公開資料及び関係者からのヒアリングを基に調査・分析を行う。

(1) アフリカ地域：スーダン、ケニア、タンザニア、ジブチ、エチオピア、南スーダン、チャド、中央アフリカ

(2) 中東地域：カイロ（エジプト）、ドバイ（アラブ首長国連邦）

#### 4. 調査の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 調査範囲と方法

本業務では、スーダンの貿易促進分野における協力量針の検討に必要な基礎情報を収集するため、周辺国状況を含め、関連するセクターを横断的に調査する。調査を効率的に進めるため、第1次国内作業において、既存データや関連調査報告書をレビューし、追加で情報収集が必要な情報を特定する。

特に、統計データについては、可能な限りインターネット等を通じて収集する。また、現地調査を行わない国の事例については、文献調査を基本として、有識者へのヒアリング調査を行い、検証・見直しを行う。

##### (2) 調査対象とするスーダンの産業

スーダンに対する我が国の援助方針に鑑み、本調査では、同国の主要産業のうち、農・畜産業（加工品含む）に焦点を当てる。農・畜産品の国内生産体制、輸出状況（輸出量、相手国）等に関する情報を収集し、輸出拡大における制約条件・課題を明らかにすると共に、周辺国生産品やアフリカ域外地域からの輸出品との比較を行い、スーダン産品の輸出競争力、輸出振興商品として潜在力を分析する。また、関連する貿易振興政策を調査し、スーダンの主要輸出品目の輸出先における需要動向、輸出にあたって留意すべき規制、基準、許認可手続き等をまとめ、輸出先としてのポテンシャルが高いマーケット（新規開拓候補となる市場含む）を分析する。

##### (3) 調査対象とするインフラ

スーダンの自国産品の輸出促進と中継貿易拠点としての機能強化策を検討するため、物流インフラとソフトインフラ（通関制度、検疫・検査制度、技術・運用ノウハウ等）を分析・評価し、改善点の優先順位付けを行う。

配送遅延や運搬ロスなど、複合的な原因がボトルネックとして現れる可能性があるが、各原因について金額や時間に置き換えるなど、定量化を行うことで、優先的に取り組む課題の明確化を図る。

##### (4) 日本側関係者への情報発信

調査プロセスの各段階で、スーダン側関係機関のみならず、JETRO、本邦企業等への積極的な情報共有と意見交換を行い、調査内容、及び、将来の協力候補案件（技術協力、資金協力）の形成に反映させる。

(5) 提案する協力候補案件について

本調査は、短・中・長期で取り組む優先課題を分析し、調査結果を踏まえて対応策を提案するものであるが、JICAによる技術協力については、2021年度要望調査スケジュールを念頭に、先行して候補案件を検討することとする。第1次国内作業で素案を検討し、JICA スーダン事務所と協議の上、2021年6月末を目途に候補案件の協力内容案を作成する。

また、本調査により特定されたすべての課題を JICA の協力により対応することは困難であるため、ファイナルレポートで提案する案件については、①スーダン政府が独自に、又は、他機関の支援を得て実施すべき取り組みと、②JICA の技術協力又は無償資金協力にて実施可能なプロジェクトに分けて、検討・提案する。

## 6. 調査の内容

上記「5. 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下より構成される調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地調査について、より効果的、効率的な作業工程・方法を考案し、プロポーザルにて提案すること。

### <第1次国内作業>

(1) 既存情報の整理と国内での情報収集

スーダン及び調査対象地域における貿易・投資促進、回廊開発、域内貿易・地域統合等に関する既存報告書やデータベースなどから、以下1) から10) の項目について情報を収集・整理する。また、本邦にて、JETRO、民間企業、在京大使館等からも可能な範囲で情報を入手し、現地調査にて追加収集が必要な情報を確認する。

#### 【スーダンの貿易概況】

1) スーダンの経済・社会概況（マクロ経済指標、産業構造、産業別GDPシェア等）

2) スーダンの貿易制度

ア 外国為替取引制度（外貨口座開設要件、外貨現金の引出し制限、外国送金事情）

イ 関税制度、免税品目

ウ 輸入規制品目（輸入許可制度）、輸入割当

エ 輸出入関連法令

オ 輸出入業者の登録制度

カ 外国企業が貿易取引を行う際の手続き、決済通貨、決済方法、貿易条件

キ 貿易手続きに関係する組織のリスト、業務分掌（役割分担）、指示命令系統（監督官庁）

3) スーダンにおける貿易の概況

ア 貿易動向全般（主要輸出入品、輸出入量、貿易相手国）

イ アフリカ域内貿易の状況

ウ 貿易振興政策・制度と運用状況

エ 貿易関連法・規制と運用状況（税関、検疫、規制品目、貿易決済等）

オ 貿易手続き円滑化への取り組み状況

① 世界税関機構（WCO）やWTOが定める国際スタダードへの対応状況

- ② アフリカ大陸自由貿易圏（AfcFTA）の批准に向けた準備状況
- ③ AfcFTAの批准により改正対象となる法令・規制
- ④ 貿易書類の統一化・標準化、貿易手続きの電子化の状況
- ⑤ OSBP整備状況・導入計画
- ⑥ 政府や輸出振興機関による生産者や農業組合、トレーダー向け支援サービスの内容

#### 4) スーダンの物流インフラの概況

ア 運輸交通マスタープランの実施状況（予算配分状況、進捗）

イ 道路輸送

- ① 国内主要都市からポートスーダンまでの道路整備状況
- ② 越境物流を担う地方交通インフラの整備状況
- ③ 輸送遅延を引き起こしている区間（地滑り危険区間や渋滞区間とその改修計画の有無）

ウ 鉄道輸送

- ① アディスアベバ～ハルツーム～ポートスーダンを結ぶ鉄道網整備計画の進捗状況
- ② その他整備計画の有無、状況

エ 港湾等

- ① ポートスーダンの概要（設備能力、港湾管理システム、IT化の状況等）
- ② ポートスーダンの改修・拡張計画
- ③ ドライポートの整備・活用状況

オ その他の物流ルート

主要貿易ルート（ポートスーダン、ドライポート、ハルツーム空港）以外の物流ルートの有無、状況。

例：ダルフル地域から、ハルツーム等を経由せず、直接、チャドへ輸出するルート

#### 5) 日本とスーダンの貿易取引環境

ア 日本からスーダンへの主要送金手段（主要銀行及びWestern Union等の送金業者の対応状況、送金可能通貨、送金限度額）

イ スーダンから日本への主要送金手段（同上）

ウ スーダンとの貿易取引における日本側の規制（銀行による自主規制等の実態上の制約を含む）

エ 過去に生じたスーダン産農畜産品に対する輸入規制の事例と現状（落花生、ゴマの残留農薬等）

オ 日本企業のニーズ

JETRO や商工会議所等から、スーダン市場に関心を有する日本企業の情報を収集し、可能な限り直接訪問の上、関心業種や製品、スーダンとの取引を検討する上での障壁や懸念等についてヒアリングする。

#### 6) 国際機関、他ドナーの動き

貿易促進や物流インフラ整備に係る国際機関、他ドナーや外国政府の協力実績（調査含む）、現在の協力方針及び実施中/予定案件を把握する。

#### 7) 支援ツールに関する情報

日本政府（WTO 加盟支援）、JICA、JETRO、UNCTAD、WCO（JICA と連携した税関職員の能力向上を実施）等が提供している研修等の支援ツールの中で、スーダン向けに活用可能なものを抽出する。

## 【周辺国との比較】

### 8) アフリカ域内貿易の概況

スーダンのアフリカ域内における中継貿易拠点としてのポテンシャルを検討するため、周辺内陸国及び経済共同体内の貿易状況の把握、内陸貿易が盛んな国・共同体との比較を行う。

ア 周辺内陸国（チャド、中央アフリカ、エチオピア、エリトリア）の貿易状況（主要貿易相手国、主要輸出入品目、輸出入量）

イ スーダンが加盟する経済共同体（COMESA、GAFTA、IGAD）の加盟国間の貿易状況（主要輸出入品目、取引相手国、原産地）

ウ 国際港を持つ4か国（スーダン、ケニア、タンザニア、ジブチ）の周辺内陸国（エチオピア、南スーダン、チャド、中央アフリカ）との貿易状況

エ 域内貿易が活発な経済共同体（EAC等）加盟国における貿易環境

① 貿易振興政策・制度と運用状況

② 貿易関連法・規制と運用状況（税関、検疫、規制品目、貿易決済等）

③ 貿易手続き円滑化への取組み状況（越境輸送、OSBP整備状況、貿易書類の統一化・標準化等）

### 9) 東部アフリカ主要国との連結性向上に資するインフラ整備状況

ア 主要港との比較

スーダン・ポートスーダン港、ジブチ・ジブチ港、ケニア・モンバサ港及びラム港、タンザニア・ダルエスサラーム港を比較し、ポートスーダンが優先して改善すべき課題を抽出する。

① 貨物取扱量

② 大型船舶への対応能力

③ リードタイム

④ 周辺国を含む主要都市までのアクセス（距離、時間、コスト）

⑤ 優遇策の有無、概要と運用状況

イ 回廊及び主要輸送道路の整備状況

① 周辺国を含む主要都市までのアクセス（距離、時間、コスト）

② OSBP整備状況

③ 越境輸送の課題と円滑化のための工夫

## 【輸出促進策を検討する産業の概況】

### 10) スーダンの農業・畜産セクターの概況

ア 産業統計データ（地域別、業種別、品目別、企業規模別）

イ 主要産品とそのバリューチェーンの現状

① 地域別の特産品の生産地マップ、産業クラスターの集積状況

② 生産体制、生産・流通カレンダー

③ スーダン国内における市場規模、流通経路、最終消費地

- ウ 主要産品の中東、欧州、日本市場における取引状況
  - ① 生産国（輸出元）
  - ② 輸入量
  - ③ 輸入品に求められる基準や規制（検疫、残留農薬等）
  - ④ 輸入品に求められる品質や特徴
- エ 主要産品の周辺国市場における取引状況
  - ① 自国での生産・消費状況
  - ② 輸出入状況
  - ③ 政府による生産・輸出振興策及び輸入奨励策
  - ④ スーダン産品の比較優位性
- オ 食料安全保障のための国内生産・自給体制の現状（輸出促進政策との関係性を含む）
- カ 上記を踏まえ、輸出振興候補の農・畜産品を選定し、海外市場におけるスーダン産品新規参入、販路拡大の可能性を検討する。

(2) 要請案件(素案)の作成

上記(1)の結果を踏まえ、2021年要望調査(8月末締切想定)に向けた候補案件(技プロ又は個別案件(専門家、研修))を検討する。

(3) 日本側関係者向け進捗報告会

上記(1)(2)の結果を取りまとめ、JICAスーダン事務所、本邦関係者(JICA本部関係部、JETRO等)への説明、意見交換を行う。

(4) スーダン向け説明資料の作成

上記(3)で得たコメントを踏まえ、現地調査において関係機関にヒアリングを行う際の説明資料(案)を作成し、JICAスーダン事務所の了承を得る。

### <第1次現地調査>

- (5) 第1次国内作業で整理した不足情報を現地調査にて収集・分析する。イスラム圏の調査については、ラマダン・イード休暇(4/13-5/16頃)を避けた工程を組むよう留意する。
- (6) 国内作業で選定した輸出振興候補(農・畜産品)の生産地を現地踏査し、海外市場への販路拡大・新規参入のポテンシャルの有無を評価する。また、それらの輸出振興に必要な知識・技術(ポストハーベスト技術、加工技術、貿易実務研修等)を特定する。
- (7) 日本の関心企業がスーダンとの取引を検討する上で障壁や懸念等としている点について、解決・改善策を検討する(スーダン側との協議含む)。
- (8) 現地調査結果を踏まえ、第1次国内作業で作成した要請候補案件を精査する。JICA事務所と協議の上、候補案件の協力内容案を作成する。
- (9) 現地調査結果について、JICAスーダン事務所、JETROカイロ及びスーダン側関係機関と意見交換を行う。

### <第2次国内作業>

- (10) 海外視察・意見交換会の企画

現地踏査の結果、海外市場への販路拡大のポテンシャルがあると判断される産品について、関係者（生産者グループ、輸出振興局職員等）を対象とした海外視察（事前・事後の勉強会含む）の企画書を作成する。視察プログラムには、現地の日系企業、JETRO、商工会議所等との意見交換を含めることとする。

なお、本業務は企画書の作成までとし、視察団の派遣は、別途措置する。

（１１）結論と提言のとりまとめ

これまでの調査結果を踏まえ、スーダンの地理的優位性を活かした貿易の活性化策及びスーダン産品の輸出競争力のための優先課題とその対応策について、ハード・ソフトの両面から、短・中・長期に分けて検討・提案する。

調査上の留意事項（５．（５））に記載のとおり、提言は、スーダン政府が独自に、又は、他機関の支援を得て実施すべき取組みと、JICAの技術協力又は無償資金協力の活用が見込めるものと分けて、検討・提案する。また、JICA協力で活用可能な第三国リソースについても記載する。

（１２）ドラフトファイナルレポートの作成

上記（１１）に基づき、ドラフトファイナルレポート（和文・英文）を作成し、JICAスーダン事務所、本邦関係者（JICA本部関係部、JETRO等）への説明、意見交換を行う。

なお、提案されるJICA案件は、日本による協力をコミットするものではないため、英語版においては、ドナー支援（技術・資金）が必要な案件の一つとして記載する。

## <第２次現地調査>

（１３）ドラフトファイナルレポートの説明

上記（１２）で作成した報告書案をスーダン政府関係者に説明し、提案プロジェクトの優先順位を確認する。

（１４）調査結果報告会

スーダン関係者及び優先プロジェクトに関心がありそうな国際機関、ドナーに対して、スーダン側関係者を交えた調査報告会（30～50人程度を想定）を実施する。

## <第３次国内作業>

（１５）国内向け調査報告会

JICA本部関係部、JETRO、本邦のスーダン関心企業等を対象とした調査報告会（30人程度を想定）を開催する。開催場所は、WEB又はJICA施設を利用する。

（１６）ファイナルレポートの作成

第２次現地調査で得た気づき、コメントを反映し、最終報告書を作成する。

## 7. 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上その内容について了承を得るものとする。

- (1) 業務計画書 (簡易製本)
  - 記載事項：共通仕様書の規定に基づく
  - 提出時期：契約締結後 10 営業日以内
  - 提出部数：和文 3 部及び電子データ
- (2) 進捗報告書 (簡易製本)
  - 記載事項：第 1 次国内作業の調査結果
  - 提出時期：国内作業終了後
  - 提出部数：和文 3 部、英文要約版 10 部及び電子データ
- (3) 中間報告書 (簡易製本)
  - 記載事項：第 1 次現地調査及び第 2 次国内作業の調査結果
  - 提出時期：第 2 次国内作業終了後
  - 提出部数：和文 3 部、英文要約版 10 部及び電子データ
- (4) ドラフトファイナルレポート (簡易製本)
  - 記載事項：全業務結果
  - 提出時期：第 2 次現地調査終了後
  - 提出部数：和文 3 部、英文要約版 10 部及び電子データ
- (5) ファイナルレポート (製本)
  - 記載事項：全業務結果
  - 提出時期：契約終了 1 か月前
  - 提出部数：和文 5 部、英文 10 部  
CD-R 英文・和文収納版 5 部、英文のみ収納版 10 部

別紙：ファイナルレポート目次案

(別紙)

## ファイナルレポートの目次案

注) 本調査の対象となる情報収集・分析の範囲は、以下のとおりであるが、目次案(記載内容の構成)は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICA と適宜協議の上、調査を行うものとする。

### 第1章 調査業務概要と背景

- (1) 調査の背景と目的
- (2) 調査対象国・都市の概要
- (3) 調査団員構成
- (4) 現地調査工程

### 第2章 スーダンの貿易概況

- (1) スーダンの経済・社会概況
- (2) スーダンの貿易制度(為替、関税、輸入許可制度、決済条件、組織等)
- (3) スーダンにおける貿易の概況
- (4) スーダンの物流インフラの概況(道路、鉄道、港湾、ドライポート等)
- (5) 日本とスーダンの貿易取引環境(送金手段、関連規制、関心企業情報)
- (6) 国際機関、他ドナーの動き
- (7) スーダン向けに活用可能な支援ツールの情報

### 第3章 周辺国との比較

- (1) アフリカ域内貿易の概況(周辺内陸国及び経済共同体加盟国間の貿易状況、貿易環境等)
- (2) 東部アフリカ主要国との連結性向上に資するインフラ整備状況(OSBP、越境通関等)

### 第4章 輸出促進策を検討する産業の概況

- (1) スーダンの農業・畜産セクターの概況(産業業統計データ、主要製品のバリューチェーンの現状、海外市場での取引状況、食料安全保障のための国内生産・自給体制の現状等)
- (2) 海外市場におけるスーダン産品新規参入、販路拡大の可能性。
- (3) 主要な現地企業の情報
- (4) 日本企業の市場機会

### 第5章 今後の協力の方向性

- (1) スーダンの貿易の活性化策の提言
- (2) スーダン産品の輸出競争力のための優先課題とその対応策の提言
- (3) JICAによる支援の方向性(候補案件の協力内容案を含む)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：貿易・投資促進、回廊開発及び産業・民間セクター開発に係る各種業務。特に、アフリカ地域における回廊開発、農・畜産業に関する各種業務経験を有することが望ましい。

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／貿易促進

➤ 物流インフラ

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／貿易促進）】

a) 類似業務経験の分野：貿易・投資促進

b) 対象国又は同類似地域：全世界

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 物流インフラ】

- a) 類似業務経験の分野：輸送・物流網整備、回廊開発
- b) 対象国又は同類似地域：東部アフリカ地域
- c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年2月より2021年9月まで本業務を実施することを想定しています。

2021年6月末までにJICA協力の候補案件案、2021年9月下旬までにファイナルレポートを提出してください。提案者が最適と考える業務の行程をプロポーザルで提案してください。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 12 人月 (M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／貿易促進（2号）
- ② 物流インフラ（3号）
- ③ 農畜産セクター/市場動向

### (3) 現地再委託

現段階では、再委託は想定していない。ただし、現地渡航が困難となった場合は、発注者及び受注者の間で協議を行い、現地再委託による業務実施が必要と判断されれば、契約変更を行う対応とする。なお、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により渡航できない場合の調査業務現地再委託等にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、本邦より適切な監督、指示を行う。

### (4) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

スーダン関係機関及びJETROのフォーカルポイントについて、JICAスーダン事務所にて紹介します。

### (5) 安全管理

- ・ スーダンへの渡航に際しては、JICA本部内の承認手続きが必要となります。遅くとも、出発の2週間前までに、渡航計画及び現地での調査行程をJICAスーダン事務所にお知らせください。
- ・ スーダンで国内移動（ハルツーム州以外）を行う場合、移動許可書が必要となります。申請手続きはJICA事務所で行いますので、6週間前までに、JICAスーダン事務所へ渡航情報を共有ください。
- ・ エチオピア渡航に際しては、JICAエチオピア事務所宛てに事前連絡（氏名、発着時間、便名、宿泊先）が必要です。渡航計画が決まりましたら、スーダン事務所担当者までお知らせください。

- ・ スーダン及びエチオピア到着時は、各事務所にて安全ブリーフィングの受講をお願いします。

### 3. 業務従事者の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
  - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。ただし、電子入札システムに入力する金額は税抜きとしてください。（システムにて自動的に消費税10%を加算します。）
- (4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

#### 【スーダン】

- 東京⇒ドバイ⇒ハルツーム（エミレーツ航空）
- 東京⇒アブダビ⇒ハルツーム（エティハド航空）
- 東京⇒アディスアベバ⇒ハルツーム（エチオピア航空）

#### 【エチオピア】

- 東京⇒アディスアベバ（エチオピア航空）
- 東京⇒ドバイ⇒アディスアベバ（エミレーツ航空）

- (5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

## 6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料 The Republic of the Sudan Ministry of Industry and Trade Plan for the Year 2020
- (2) 公開資料
  - スーダン国 貿易・投資促進のための基礎情報収集・確認調査ファイル・レポート（2012年7月）  
[https://openjicareport.jica.go.jp/298/298/298\\_415\\_12080214.html](https://openjicareport.jica.go.jp/298/298/298_415_12080214.html)
  - 中東・北アフリカ諸国の貿易・投資関連法制度（スーダン共和国）（2012年3月）  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2012/07001438.html>
  - アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査（2015年12月）  
[https://www.jastpro.org/topics/pdf/african\\_trade\\_20151218.pdf](https://www.jastpro.org/topics/pdf/african_trade_20151218.pdf)
  - アフリカの諸地域における経済共同体および電子化の状況（2016年12月）  
[https://www.jastpro.org/topics/pdf/african\\_trade\\_20161208.pdf](https://www.jastpro.org/topics/pdf/african_trade_20161208.pdf)
  - Sudan National Trade Facilitation Roadmap 2017 - 2021  
<https://www.tralac.org/images/docs/11046/sudan-national-trade-facilitation-roadmap-2017-2021.pdf>

- サブサハラアフリカにおける広域運輸交通インフラ（港湾/鉄道）に係るプロジェクト研究ファイナルレポート（2010年9月）  
[https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700\\_400\\_12013470.html](https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_400_12013470.html)
- 南部および東部アフリカにおける流通物流調査報告書（2014年5月）  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2014/07001731.html>
- ジブチ回廊 情報収集・確認調査ファイナルレポート（2018年1月）  
[https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340\\_404\\_12302634.html](https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340_404_12302634.html)
- アフリカ戦略回廊開発の効果にかかる情報収集・確認調査最終報告書（2019年4月）  
[https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340\\_400\\_12325791.html](https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340_400_12325791.html)

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(34)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／貿易促進</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	<b>8</b>
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>物流インフラ</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>△△△△△</u></b>	<b>( )</b>	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から  
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と【受注者名を記載】（以下「受注者」という。）とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : スーダン事務所次長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第6項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

（２）第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。